

東京の特別支援教育の充実に向けて～東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案～ パブリックコメントの結果について

1. 募集方法

- ① 募集期間 令和3年11月25日（木）～令和3年12月25日（土）まで
- ② 提出方法 インターネット（専用応募ページ）、電子メール又は郵送のいずれかの方法
- ③ 周知方法 都HP、都教委HP、Twitter、YouTube、都庁舎都民窓口、学校など

2. 提出意見数

総数 897件（うち大人からの意見：707件／子供からの意見：190件）

【意見者の内訳】

	幼稚園 保育園	小学生	中学生	高校生	幼稚園 保育園 保護者	小学生 保護者	中学生 保護者	高校生 保護者	学校 関係者	その他 個人・団体	合計
大人	—	—	—	—	14件	87件	34件	45件	218件	309件	707件
子供	3件	51件	88件	48件	—	—	—	—	—	—	190件

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 第二次実施計画の基本的な考え方に対する主な意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定	2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定	1 第二次実施計画がどこまで進められているのか、またどの自治体がどのように取り組んでいるのかを報告・公表してほしい。	第一次実施計画における取組状況は、第二次実施計画の別添「第一次実施計画の実施状況報告」においてお示ししており、区市町村立小・中学校における特別支援教育の充実に向けた取組状況も記載しております。また、第二次実施計画における取組状況は、次期実施計画である第三次実施計画の策定に合わせて明らかにする予定です。 なお、各自治体の取組は各自治体自身の計画に基づき進めています。	小学生の保護者
第2章 第二次実施計画の策定	2 第二次実施計画の策定の考え方	2 人それぞれの将来のことを目ざしていくため必要な力を身に付ける学習がひつようだとおもいます。	障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒も、全ての子供たちが、尊重し合いながら活躍できる社会の実現に向けて、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう、特別支援学校、小・中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進のため、この計画を策定しています。今後も、個に応じた指導・支援の充実を図っていきます。	中学生
		3 障害のある子供たちにとっては、本物を見聞きしたり触れたりして五感を働かせることが大切である。ICT機器は、インターネットによって世界中の情報が集められるなど、とても有意義なものであるが、ICT一辺倒にならないようにしていただきたい。	Society5.0時代に生きる子供たちは、デジタルを活用し、膨大な情報から何が重要かを判断する力や、自ら問い合わせてその課題解決を目指す力、他者と協働して新たな価値を創造する力を身に付けていく必要があります。一人一人の理解度や進度に応じた個別最適な学びの実現など、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとし、デジタルを活用し、教員の経験値とのベストミックスを図り、教育の充実を推進していきます。	学校関係者
		4 知的障害特別支援学校の在籍者数は、今後10年間で約2,800人増加することが見込まれており、新たな学校建設を早急に計画実行すべきである。	障害のある児童・生徒等の教育環境の充実を図るため、学校の新設や増改築をはじめ、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図り、必要な教室を確保していきます。学校の新設については、児童・生徒数の将来推計や全都的な配置バランスなどを勘案した上で候補地を選定し、決定後に公表していきます。	その他（個人・団体）
		5 小・中学校の特別支援学級の在籍者は今後も増加することが見込まれている。現場の実態や意見を聞き取って、「東京都に在籍する子どもたちの成長」に十分寄与する学習環境を構築していくべきである。	都教育委員会は、区市町村との役割分担と連携の下、区市町村立小・中学校における特別支援教育の充実を図っています。小・中学校の特別支援学級は、法令に基づき、設置者である区市町村において、それぞれの地域の実情に応じて設置しています。都教育委員会は、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校の専門性向上や、小・中学校を含めた教員研修の充実等を図ることにより、特別支援学級における指導内容の充実を支援していきます。	学校関係者
		6 このままこの計画をつづけていくといいと思います。	障害のある人も障害のない人も、共に尊重し合いながら活躍できる社会の実現に向けて、この計画を策定しています。計画の実現に向けて、様々な施策に着実に取り組んでいきます。	中学生

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 第二次実施計画の基本的な考え方に対する主な意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 第二次実施計画の策定	2 第二次実施計画の策定の考え方	7 障害のある子供とない子供が互いに理解を深めるためには、幼いころから同じ場で共に過ごすことが重要である。	共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、全ての子供が自ら伸び、育つためには、誰一人取り残さず、子供たちのもつ力や伸びようとする意欲を引き出すことが必要です。 その実現のためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒等と障害のない児童・生徒等の交流及び共同学習の促進を着実に進めていくことが重要であると考えます。 障害のある人もない人も共に尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向けて、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていきます。	小学生の保護者
		8 地域にある学校の通常学級をインクルーシブな場へと転換するべきであり、今のシステムは分離教育である。通常学級をインクルーシブな場へと転換してほしい。		小学生の保護者
		9 身内に特別支援学校の卒業生がいるが、近所の学校に行っていたら、明るく暮らせるようにはならなかったかもしれないと思う。インクルーシブな教育の必要性もわかるが、特別支援学校も絶対に必要で、行ってよかつたと思っている人もたくさんいる。どちらのよさも大切にしてほしい。		その他（個人・団体）
		10 誰もが共に交流し、支え合う共生社会、インクルーシブシティ東京は是非実現してほしいが、インクルーシブな教育の推進により、通常学級で学ぶことを望まない子供たちが、通常学級に在籍することを強制されるのではないかと危惧している。特別支援学級での就学を希望することも踏まえて、様々な選択肢を引き続き用意してほしい。		中学生の保護者
		11 障害のある子供にとって、就学先の選択肢が複数用意されていて、その中から本人に最も適しているものを選べる環境こそが大切だと感じている。私は、我が子が特別支援学校で学んでいることに満足しているので、望んでもいないのに、地元の小学校へ通わされるのはおかしいと感じる。		特別支援学校小学部の児童の保護者
		12 医療的ケア児への支援の必要性が高まっているが、現場ではどのように支援をすべきか困っている。医療的ケアに関する研修を実施すべきである。	都教育委員会は、区市町村立学校における医療的ケアに関する研修等を開催し、区市町村立学校の教員等の参加を受け入れており、今後もこうした取組を行っていきます。	学校関係者
4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進	13	医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児の教育環境整備についても区市町村教育委員会の役割として明記すべきである。	医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、区市町村教育委員会の役割として、法の趣旨を踏まえた実施体制の整備が求められることを計画本文に記載しました。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第1部 第二次実施計画の基本的な考え方に対する主な意見】

区分	番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
その他	14	知的障害特別支援学校の教室数の確保だけでなく、図書室などの特別教室の確保も目標に加えるべきである。	これまで、特別支援学校の障害種別や立地条件等に応じて教育環境の整備を行っています。図書室等の特別教室などについても、学校の規模等を考慮しながら、整備しています。今後も、各学校の実情を踏まえて、適切な教育環境の整備を行っていきます。	その他（個人・団体）
	15	企業に就労することが特別支援学校の教育の充実ではなく、その子にあった教育ができるかどうか、充実しているかどうかが重要である。企業就労率を政策目標に入れたいでほしい。	障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、生徒の障害の状態や程度に応じて、職業教育の充実を図っていくことが重要であると考えており、そのための一つの指標として企業就労率を挙げています。今後とも生徒の将来を見据えた適切な教育に取り組んでいきます。	その他（個人・団体）
	16	「特別支援教室の導入」が政策目標にあげられているが、その「内容」の吟味が必要である。特別支援教室導入後の状況について、当事者（児童・生徒・保護者）や担当教員などから直接意見を聞く機会を設け、評価を行い、公表すべきである。	都教育委員会では、区市町村教育委員会と連携しながら、平成28年度から特別支援教室の導入を進め、令和3年4月に、全ての区市町村立小学校・中学校への設置が完了しました。また、学識経験者や小・中学校の校長などを委員とした特別支援教室の入退室等検討委員会での議論を踏まえ、令和3年3月に、指導の開始と終了の考え方や指導目標の立て方などを盛り込んだ、「特別支援教室の運営ガイドライン」を策定・公表しました。 今後も、「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容に基づき、小・中学校を指導・支援する区市町村教育委員会と連携を図りながら、特別支援教室の運営の充実に取り組んでいきます。	学校関係者
	17	「東京の特別支援教育の充実に向けて」のわかりやすい版があつてびっくりしました。私たちからの意見募集があつたのはとても良かったです。	わかりやすい版は子供の皆さんなどにも、計画をご理解いただくために、今回初めて作成しました。多くの意見をお寄せいただきありがとうございました。	中学生
	18	素案に意見が反映されていて嬉しかったです。	子供の皆さんからの意見も参考に計画を策定しました。全ての学びの場において、障害による困難さのために支援を必要とする児童・生徒等への指導・支援を充実することができるよう、この計画において取り組んでいきます。	小学生
	19	特別支援学校において個に応じた指導の充実を図るため、児童・生徒の実態に応じて重度・重複学級に入れるようにしてほしい。	重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、校長が児童・生徒の発達や行動、疾病の側面から総合的に判断して申請する児童・生徒の数に基づき、必要な学級を編制しています。	その他（個人・団体）
	20	YouTubeで素案の内容を説明する動画がアップされていたが、字幕も入っていてスマートで電車の中で見ることもできたのが良かった。意見を書く際の参考になった。	今後とも、都民の皆様に伝わる、わかりやすい広報に取り組んでいきます。	中学生の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	④国際理解教育の充実 (1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実 ⑨知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学校版）の開発	21 22 23 24 25 26	<p>日本には多くの外国にルーツを持つ人々が暮らしており、特別支援学校にも外国にルーツを持つ児童・生徒が在籍している。そうした児童・生徒への差別があつてはいけないことやそれぞれの文化を尊重することを学習することが大切である。</p> <p>特別支援学校の図書館へ本やマンガを増やしてほしい。</p> <p>教育課程の類型化が導入されて以来、様々な個性をもつ生徒たちの協働による学習活動が減少し、様々な個性をもつ生徒たちによる協働や協力の気風が学校から消えつつある。「類型化」という能力主義により分けた教育からの協働の学習への転換が必要である。</p> <p>アセスメントによる学習モデルは、個人の資質にその責を負わせようとする「医療モデル」そのものである。アセスメント開発は実施せず、共同の学びへの転換が必要である。</p> <p>知的障害のある児童・生徒の指導内容を設定するためのアセスメントの開発について、言語指示だけでは理解しにくい知的・発達障害のある児童・生徒の特性を理解し、具体物、写真、イラスト、文字など本人の理解しやすい視覚的な支援の視点も大切にしてほしい。</p> <p>知的障害に関する取組に関連して、肢体不自由特別支援学校の知的代替教育課程の子供たちに対する支援、個別事業案を項目立て、位置づけてほしい。</p>	<p>在籍する児童・生徒の障害の状態等に応じて各学校が適切に指導内容を定めていますが、ご意見のとおり、差別をせず、また、それぞれの文化を尊重するようにしていきます。</p> <p>読書活動の充実を図るためには、特別支援学校に通う子供たちが読んでみたいと思う本が学校の図書館にあることが大切であり、今後も図書の充実に取り組んでいきます。</p> <p>知的障害特別支援学校高等部普通科においては、在籍する生徒の障害の状態や発達段階が多様である場合が多いことから、今後も各学校の教育課程に類型を設け、教科指導や生活指導、進路指導等において、生徒一人一人に応じた指導を丁寧に進めています。</p> <p>小学校や中学校の通常の学級は、学習指導要領により、各学年で扱う内容が規定されています。他方、知的障害特別支援学校においては、障害の状態等により、同一学年児童・生徒であっても、学力や学習状況の個人差が大きいことから、個々の児童・生徒の実態等に即して指導ができるようになっています。 今後、児童・生徒の実態等に即して教員が指導内容を設定する際に参考となるような指標を作成することにより、特別支援学校において個に応じた指導の一層の充実を図っていきます。</p> <p>いただいたご意見も参考にして、今後、知的障害のある児童・生徒の学習状況等を的確に把握し、その結果に基づき、児童・生徒一人一人に最適な指導内容をより設定しやすくなるアセスメントの研究・開発を進めていきます。</p> <p>アセスメントの開発や知的障害の程度に応じた指導の在り方の研究については、肢体不自由特別支援学校のいわゆる「知的代替の教育課程」も念頭において研究を進めています。また、個別指導計画の活用や国際理解教育の充実、言語活動及び読書活動の充実及びプログラミング教育についても校種を問わず実施していくものです。これらを通じて、指導内容・方法の充実を図っていきます。なお、知的障害特別支援学校以外の特別支援学校の知的障害のある児童・生徒にも活用していくことを計画本文に記載しました。</p>	<p>その他（個人・団体）</p> <p>特別支援学校中学部の生徒</p> <p>学校関係者</p> <p>学校関係者</p> <p>特別支援学校高等部の生徒の保護者</p> <p>特別支援学校中学部の生徒の保護者</p>

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実	(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	⑩知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究 ⑪病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	27 都は自閉症教育に力を入れてきたと思うが、計画にはこのことが見当たらない。自閉症のある子供への対応についても研究・開発を進めてほしい。 28 病院内訪問教育は非常に個別の対応が必要である。支援教員を配置して、教育を受ける権利を保障すべきである。	知的障害と自閉症を併せ有する児童・生徒の場合、自閉症に対する対応を適切に行わないと指導の効果が十分得られない場合があることを踏まえ、自閉症の特性を踏まえた指導の充実についても引き続き充実を図っていくことについて、計画本文に記載しました。 病院内教育については、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員を病院へ派遣とともに、タブレット端末や分身ロボット等のデジタル機器を活用するなど、児童・生徒の学習機会の充実を図ってきました。今後も、こうした取組等により、入院する児童・生徒の学習を支援していきます。 なお、教職員については、いわゆる標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。	特別支援学校高等部の生徒の保護者 その他（個人・団体）
		①キャリア教育の充実	(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	29 早期からの自立・社会参加を目指した教育の充実を図るため、中学校の特別支援学級の保護者・教員を対象とした特別支援学校見学会付きセミナーについては、就学前及び小学校段階の保護者・教員も対象に含めるべきである。	これまで、セミナーを実施する会場の定員の関係から、中学校の保護者・教員を対象としてきました。今後、セミナーの実施とともに動画配信を進めていく中で、より多くの方が視聴できるようにしていきます。	学校関係者
		③進学指導の充実		30 小学部・中学部の「キャリア教育の充実」はあまり馴染まない気がする。特に義務教育期間中は小学生や中学生同様「学ぶ楽しさ、知る喜びや一緒に過ごす児童・生徒との生活や学びの教育」を充実してほしい。	キャリア教育については学習指導要領に規定されており、特別支援学校のみならず、小・中学校においても充実が求められているところです。意見にありました「学ぶ楽しさ、知る喜びや一緒に過ごす児童・生徒との生活や学びの教育」という考えも大切であると考えており、ご意見も参考とさせていただきながら教育の充実を図っていきます。	特別支援学校中学部の生徒の保護者
		②視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置		31 都立特別支援学校高等部には大学への進学を希望する生徒が在籍しており、大学との連携強化などの進学支援に努めていくとしている。そこで、大学との連携強化の具体的な方策を明示すべきである。	いただいた意見を踏まえ、生徒がオープンキャンパスに参加したり、大学の教員に話を聞いたりするなど、大学等との連携を更に強化しながら、進学に向けた指導の充実を推進していくこととし、その旨を計画本文へ記載しました。	その他（個人・団体）
		(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化		32 大塚ろう学校の3分教室（永福・城東・城南）については、人数による募集停止の規定を廃止し、安心して聴覚障害特別支援教育を受ける権利を保障してほしい。	大塚ろう学校の3分教室（永福・城東・城南）では、幼稚部については、乳幼児の通学負担等を考慮し、入学者数にかかわらず存続することとしていますが、小学部については、集団による教育活動の確保の重要性を考慮し、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降は募集を停止することとしています。	学校関係者
	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	④施設整備計画		33 今回示された施設整備計画では、新設校や増改築等は、検討中となっていて、具体的なことが示されていない。早急に、第二次実施計画に基づく整備として、新設校及び増改築等の計画を明確にして、教室不足解消という基礎的環境整備を行ってほしい。	障害のある児童・生徒等の教育環境の充実を図るために、学校の新設や増改築をはじめ、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図り、必要な教室を確保していきます。新たに必要な新設校や増改築校等については、児童・生徒数の将来推計や全都的な配置バランスなどを勘案した上で候補地を選定し、決定後に公表していきます。	学校関係者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	①複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開	34 複数の障害教育部門を設置する併置校では、学校が過密化し、教育の成果が上がっていない。障害種別ごとに求められる専門性等が大きく異なるため、成果が上がらないのは当然である。また、ある学校では「違う障害部門同士の一体感が感じられない」ことが、学校の課題として挙がっている状態である。併置校に対する検証を行い、改善を図るべきである。	他の障害教育部門の専門性であっても、活用できる知見があることから、これらを生かした指導の充実を図っていきます。なお、学校としての「一体感が感じられない」という意見については、今後の学校経営の参考としていきます。	その他（個人・団体）
			35 共生社会では、障害のある人とないとの相互理解や支え合いだけでなく、異なる障害がある人同士の相互理解も大切である。そういった意味で、複数の障害教育部門を併置する学校の存在は貴重であるし、今後も増やしてほしい。	児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するために、複数の障害教育部門を設置する併置校を開設してきました。 今後の施設整備については、障害のある児童・生徒等の将来推計を踏まえ、知的障害特別支援学校を中心として特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を進めています。	その他（個人・団体）
		(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進	36 中学校を卒業した生徒の進路先として、通級による指導を利用しての高校進学やサポートスクール等が増えてきており、就業技術科や職能開発科の再編が必要ではないか。	都立知的障害特別支援学校の高等部に、職業教育を主とする専門学科として、就業技術科や職能開発科を設置し、知的障害のある生徒の企業就労を促進してきました。例年出願者数が募集人員を上回っており、就業技術科は、特別支援学校5校に設置し、全都的な体制を整備しましたが、職能開発科は、全都的な視点から地域ごとの配置バランス等を勘案した上で、設置校を増加させていく必要があります。今後も、順次、設置に向けた調整を進め、令和5年度に青鳥特別支援学校、令和6年度に練馬特別支援学校及び南多摩地区特別支援学校（仮称）に職能開発科を設置していきます。	学校関係者
			37 会社で働くための学習ができる学校ができるのは、専門性が身につくのでいいと思います。	障害のある生徒の自立と社会参加を見据え、特別支援学校高等部を卒業した後に就労できるよう、就業技術科や職能開発科を設置してきました。今後も、職能開発科を設置し、都内の全ての地域で、就労に必要な知識や技能を習得できるようにしていきます。	特別支援学校高等部の生徒
		(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	38 すでに社会のために必要な力を身に付ける学習をしていますが、将来のために本当に役立つと思います。会社で働くための学習ができる学校は、ぜひ増やすべきだと思います。	将来、自立した社会参加を促進するためには、教科学習はもとより、職業教育の充実を図っていくことも重要です。今後も、都内の全ての地域で、就労に必要な知識や技能を習得できるようにしていきます。	中学生
			39 特別支援学校での自立活動において、各専門家の活用は必要だが、これらの方々は日常的に子供たちと接する立場にはない。専門家からの指導・助言を受けつつ、子供たちと日々の学校生活を送りながら自立活動に取り組む担当者が必要である。	特別支援学校における自立活動では、個々の児童・生徒等の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効です。 各特別支援学校において、児童・生徒等の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施するため、専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、専門家との連携を適切に行うことで、専門家の積極的な活用を進めています。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進	(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	40	中学校ではスクールカウンセラーの先生にお世話になっていたが、特別支援学校の高等部に入学したらスクールカウンセラーの先生がない。子供が相談できるスクールカウンセラーの先生を配置してほしい。	スクールカウンセラーについては、モデル事業として特別支援学校に導入することとし、具体的な内容を計画本文に記載しました。	特別支援学校高等部の生徒の保護者
			41	僕の学校にはスクールカウンセラーの先生がいません。中学校には週に1回きていました。気持ちが落ち着かないときにそだんしたいです。スクールカウンセラーの先生をよんでください。		特別支援学校高等部の生徒
	3 質の高い教育環境の整備・充実	(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	42	特別支援学校において可変性の高い教室で対応する際、児童・生徒にとって十分な広さの基準を保つよう対応してほしい。	都立特別支援学校の施設整備にあたっては、国の「特別支援学校設置基準」を踏まえつつ、将来の児童・生徒数の動向にも柔軟に対応できるよう、都の施設整備標準に基づき着実に整備を進めています。	その他（個人・団体）
			43	特別支援学校の避難所だからこそ、支援を受ける人々のニーズを考慮した避難所にしていただきたい。	都立特別支援学校については、区市町村から避難所の指定についての要請を受けた場合に、障害者等を対象とした福祉避難所として、承認することを原則としています。その際、学校の施設利用計画を作成し、発災時の児童・生徒の保護や学校の管理機能の確保などの観点を踏まえて、避難所として利用できるスペースの範囲等を定めることとしています。	特別支援学校中学部の生徒の保護者
			44	学校の中にカフェテリアを作ってほしいです。	都立特別支援学校では、学校の授業等の活動に必要な施設を整備しており、現在、知的障害特別支援学校高等部の職業学科（就業技術科、職能開発科）のある学校などでは、卒業後の就労を目指して作業学習で使用するためにカフェを整備しています。	特別支援学校中学部の生徒
			45	障害者がある程度の集団でレクリエーションを楽しむ場所としては特別支援学校の体育館等が適切である。本格的な障害者スポーツだけでなく、重度障害者が地域の人たちと共にレクリエーションを楽しむための施設設備を充実し、積極的に利用の推進をしてほしい。	特別支援学校の体育館やグラウンド等の体育施設を、障害のある方が身近なスポーツ活動の場として利用できるよう開放するとともに、障害の有無に関わらず参加できるレクリエーションスポーツなどの体験教室を実施しています。今後も、こうした取組を推進していきます。	その他（個人・団体）
			46	多くの特別支援学校は、校舎の耐用年数を迎えており、雨漏り等の状況が見られる。老朽校舎の改築・大規模改修の計画を明確に示してほしい。	これまで、建築年数や劣化状況、施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施してきたところであり、今後も老朽校舎の改築・大規模改修の着実な実施に向けて取り組んでいきます。 なお、改築や大規模改修までの間でも、学校運営上や児童・生徒の安全や教育環境上、緊急性が高い場合には、必要に応じて修繕や改修などを行っています。	その他（個人・団体）
	(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	①児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）	47	都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均運行時間は60分以内となっているようであるが、他の特別支援学校でも60分以内になるようにしてほしい。	スクールバスの長時間の乗車は、児童・生徒の負担となることから、短縮化を図ることが望ましいと考えています。なお、令和3年度の肢体不自由特別支援学校を含む全特別支援学校のスクールバスの平均運行時間は54分です。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第1章 特別支援学校における特別支援教育の充実	3 質の高い教育環境を支える教育環境の整備・充実	①児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）	48	聴覚障害特別支援学校においてもスクールバスを運行してほしい。バスが運行できないのであれば、自転車通学に対する補償をしてほしい。	聴覚障害特別支援学校では、児童・生徒の将来の生活自立に備えて、一人通学を原則としていますが、一人通学への移行の配慮及び通学手段の確保等を目的として、最寄駅から遠い学校へ最寄駅等からのスクールバスを配車しています。なお、自転車通学の場合は、自転車利用者の駐輪場利用料及びパンク修理代を就学奨励費の支給対象としています。	特別支援学校幼稚部の児童の保護者
			49	スクールバスに関しては大変感謝しているが、学年が始まる年度当初などは、なかなかコースや時間が決まらず、子供が生活のペースを作れない様子であり、なるべく早く決定できるようお願いしたい。	特別支援学校のスクールバスについては、新年度に在籍する児童・生徒が確定後に、コースや発着時間を決定しています。引き続き、可能な限り早急にコースや時間を決定することができるよう取り組んでいきます。	その他（個人・団体）
		(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	50	看護師を確保する上で重要なのは、十分な給与の保障と多様な雇用形態の設定である。看護師資格を保有している人は多いが、給与が低いことや、現在の雇用形態では「もっと長い時間働きたい」と思ってもそれができず、応募が少ないのである。	看護師確保に向けて、非常勤看護師の勤務時間区分の新設や報酬単価額の引上げ等により、医療的ケア児専用通学車両に同乗する看護師の確保に係る取組を充実させることとし、その旨を計画本文に記載しました。	その他（個人・団体）
			51	人工呼吸器を使用する児童・生徒の場合、保護者の付添い等の負担が大きい。看護師の常駐等の医療的ケア児への支援を充実してほしい。また、入学後の保護者付添いの短縮化については、新入学の児童を対象とするだけでなく、在学している児童・生徒や在学中に医療的ケアが必要になった場合も対応してほしい。	医療的ケア児を支援するため、平成29年度から肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師を配置しています。また、都立特別支援学校は、新入生・在校生を問わず、医療的ケア児の保護者付添い期間の一層の短縮を図っています。	特別支援学校幼稚部の児童の保護者
		③副籍制度の充実による交流活動の推進	52	副籍での交流について、保護者等を対象とした調査結果から、保護者への普及啓発策を考えてほしい。また、通常の学級と特別支援学級との交流事例を「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例＆アイデア集」に掲載してほしい。「従前より柔軟な形態での交流活動」についても、具体的な方策を明示してほしい。	「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例＆アイデア集」の改訂について検討していきます。また、「従前より柔軟な形態での交流活動」についても、より具体的に示すよう工夫していくこととし、その旨を計画本文に記載しました。	学校関係者
			53	副籍交流は、日常的な交流にしないと形式上のものとなり、地域の小・中学校の児童・生徒にとって特別支援学校の児童・生徒にとっても負担になる。できるだけ日常の授業において交流し、子どもたちが互いに同級生・同窓生として認識できる関係を築くべく、副籍交流を推進してほしい。	日常の授業における交流を進めていく上では、特別支援学校の児童・生徒が地域の小学校や中学校の授業内容を分かり、学習活動に参加している実感や達成感を持てるようにするために、交流する場面の選定を丁寧に進めていく必要があると考えています。そこで、保護者等を対象とした調査を実施して現在の課題を改めて把握し、充実策を検討していきます。なお、高等部においても都立高校等との交流を通して、同年代の生徒と関わる機会を持つるようにしていきます。	特別支援学校高等部の児童の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第1章 特別支援教育学校における充実	3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実 (2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	③副籍制度の充実による交流活動の推進	54 副籍は良いと思うが、一方で、同じ環境で落ち着いて勉強することが向いている児童・生徒もいる。そうした児童・生徒の意向を踏まえた取組とすべきである。	副籍による交流活動について、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえることなく、学校が一方的に進めていくことがないようにしていきます。いただいたご意見を参考に、計画本文にもその旨を記載しました。	特別支援学校小学部の児童の保護者
			55 障がいのある子供と交流することで、お互いの意見やコミュニケーションを深めることができ、一緒に学べる。	今後も、デジタルの活用など、従前より柔軟な形態での交流活動も実施することで副籍制度の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流の一層の推進に取り組んでいきます。	中学生
		④寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用	56 寄宿舎は、学校教育法第78条において設置することが規定されているとともに、通学困難の解消の目的だけでなく教育的意義もあることから、現在寄宿舎の施設が残っている場合は直ちに開舎すべきである。また、今後の学校建設の際には、寄宿舎のある学校の建設を求める。	都立特別支援学校の寄宿舎は、通学困難な児童・生徒に対して宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しています。 また、寄宿舎については、特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを踏まえ、平成18年度末から平成28年度末までの間に11舎から5舎に再編しました。	学校関係者
第2章 小学校、中学校における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における個別に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	①知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実	57 知的障害特別支援学級における指導内容・方法の充実を図るために、特別支援学級の教員等が特別支援学校に来校し、研修を受講する等の取組が必要である。	「準ずる教育課程の教育内容・方法の充実」における「授業研究連携校」のつながりの中で、都立特別支援学校が地域の小学校等から指導技術等を学ぶことだけでなく、小学校等が都立特別支援学校から障害のある児童・生徒の指導方法等について学べるようになることも意図しています。このことについて、区市町村教育委員会に対し、好事例の共有を図っていく旨を計画本文に記載しました。	学校関係者
		②知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発	58 就学相談の際に、本人や保護者の希望を変えさせるためにアセスメントを使用することは問題ではないか。	就学相談においては、知的障害特別支援学級での指導内容を、保護者に理解していくためにアセスメントを活用することを検討しています。今後も、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人及び保護者に対して十分な説明と合意形成を図った上で、区市町村教育委員会において就学先を決定していきます。	学校関係者
		④学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	59 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援のために、情報共有ツールを活用して、幼稚園・保育園から高校・大学・就労先等までの縦の連携や福祉分野と教育分野との横の連携が図られるような仕組みの導入をお願いしたい。	学校生活支援シートは、学校以外の支援者とつながりをもち、支援の方向性を共有することで、切れ目ない連携を図るために作成・活用しています。 また、都教育委員会では、区市町村教育委員会の就学相談において、児童・生徒の就学先を決定する際、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた教育が十分に受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案し、判断を行うよう通知をしています。 なお、区市町村教育委員会は、法令に基づき就学先を決定するに当たり、それぞれの学びの場における指導・支援の内容等を十分に情報提供し、本人・保護者との合意形成を図りながら、最もふさわしい就学先を決定しています。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	60	都としてこのような研究を積極的に行うことを歓迎する。研究は充実・発展させる必要があるが、「学校におけるインクルージョン」が「交流及び共同学習」に帰結することがないよう、学籍も同じくして共に学ぶ教育や学校の実現につながるように留意する必要がある。	共生社会の実現に向け、障害のある子供の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、一人一人の教育的ニーズに応える多様な学びの場の充実・整備、最適な学びの場につなぐ就学相談の充実、そして障害のある子供とない子供の交流等の促進を図っていくことが重要であると考えています。 障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習を円滑かつ効果的に行う方法等について研究を進め、今後成果を普及し、インクルーシブな教育を促進していきます。	学校関係者
		61	小・中学校においては、多様な学びの場の充実と連続性のある活動の充実を進めていますが、交流及び共同学習を促進していく上においては、「障害のある子供の教育的ニーズやめあてに迫ることができるのか。」「お互いに、主体的な取組となっているのか。」等を視点しながら実施、検証していくことが必要です。「共に過ごす」から「共に学び、成長する」交流及び共同学習の在り方を求めていくための具体的な方策や実践事例等についてお示しください。	現在、2区市の協力を得ながら実践的研究を実施しており、それでの状況を踏まえた異なる着眼点から、障害のある子供と障害のない子供の交流等について研究を進めています。 子供たちが、学習活動等に参加している実感や達成感を感じながら充実した時間を過ごせるよう、引き続き効果的な内容・方法等について研究を進めています。	学校関係者
		62	就学前の幼児の保護者に向けて、特別支援学校高等部段階での自立に向けた教育内容や学齢期以降の社会参加の姿について理解促進を図る取組が必要である。	これまで、幼稚園や保育所等の関係者向けに、就学相談講習会を実施する中で、就学後の学びの場について情報を提供してきました。今後、学校卒業後の社会参加の姿についても、講習内容に入れていくこととし、その旨を計画本文に記載しました。	学校関係者
	(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	63	最近、発達障害に対する特別支援教育が注目されているが、あまり発達障害という枠組みでの特別支援教育にこだわると、発達障害のある方が社会に出た時の対処法が学べなくなるのではないかという危惧を抱いている。不登校にならないように、個別に支援する程度でよいのではないか。	発達障害教育は、児童・生徒の障害の状態に応じて、通常の学級や特別支援教室、特別支援学級といった多様な学びの場で適切な教育的支援が行われています。発達障害のある児童・生徒が、一人一人の障害による困難さの改善・克服のために、特別支援教室での指導や通級による指導を受け、学びの成果を在籍する学級で発揮できるようになることが重要です。そのため、都教育委員会では、在籍する学級において児童・生徒をサポートする人材を配置している区市町村への支援などに取り組み、発達障害のある児童・生徒の自立を目指していきます。	その他（個人・団体）
		64	子供たちへのきめ細かい指導・支援を行うためには、特別支援教室の教員の人数をもっと増やす必要がある。現状では週1回程度の指導しかできない。障害の克服や軽減を考えたら全く不十分である。教員をもっと増やしてほしい。	特別支援教室の教員配置については、特別支援教室の制度導入を円滑に進めるため、平成28年度から暫定的な基準を適用し、特別支援教室の導入完了後に見直すこととしてきました。今後、新たな基準を適用していきます。 なお、国は、いわゆる義務標準法を改正し、平成29年度から通級による指導を担当する教員数の標準について、指導を受ける子供13人に対し教員1人としていますが、都では子供12人に対し教員1人を基準として教員を配置していきます。	学校関係者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における特別支援教育の充実 (2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	①特別支援教室の円滑な運営	65 特別支援教育の在り方として「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある」としている。そうであるならば、「特別支援教室の運営ガイドライン」に書かれているような「原則の指導期間1年」というような指導期間の制限をするべきではない。	特別支援教室での指導は、十分な評価がされないまま継続されることのないよう、指導目標の達成状況を確認することが重要です。 そのため、令和3年3月に策定した「特別支援教室の運営ガイドライン」では、児童・生徒の学習上又は生活上の困難に応じた指導目標を設定し、学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振り返りを行う趣旨で、指導期間を原則1年間としています。 なお、指導目標が達成されない場合の指導期間の延長等についても定めています。	その他（個人・団体）
		②特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発	66 各小・中学校では、特別支援教室への入退室の流れや原則の指導期間、指導目標や指導内容の設定等についての考え方に基づき運営を進めているが、特別支援教室の担当教員等への周知徹底を図ることが今後も必要である。 また、在籍学級における支援の重要性と具体的な取組について全ての教員が改めて理解し、実践する力を高める必要がある。特別支援教室の退室後も支援が在籍学級で継続して展開できるよう、様々な機会を通して具体的な方策を講じていくべきである。	都教育委員会は、区市町村の特別支援教育に関する専門性の向上を図るために、指導主事を対象とする連絡協議会を開催しています。こうした場などを活用して、特別支援教室の入退室の流れや原則の指導期間、指導目標や指導内容の設定等についての考え方の周知を行うとともに、退室後の支援が在籍学級で継続して展開できるようにするための方策などについて、収集した好事例の共有を図っていきます。	学校関係者
		③発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実	67 「特別支援教室における好事例を収集していく」とあるが、どのような観点から収集しようとしているのかを明示してほしい。	「特別支援教室の運営ガイドライン」において、在籍学級での支援から特別支援教室の退室までの流れと考え方（実態把握、指導目標の設定、評価等）を示しており、この具現化がなされているかどうかの観点から好事例を収集していくこととし、その旨を計画本文に記載しました。	学校関係者
		④自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援	68 特別支援教室への入室前、あるいは退室後における在籍学級での支援の充実を図るため、人的配置への予算面での支援を積極的に進めてほしい。	発達障害のある児童・生徒が、特別支援教室での学びの成果を発揮するためには、在籍する学級における支援を充実することが重要です。 都教育委員会は、令和3年度から、児童・生徒をサポートする人材を配置する区市町村に、その費用の一部を補助することで、在籍する学級での支援の充実に取り組んでいます。さらに、区市町村によるサポート人材の配置が進むよう、令和4年度から補助要件の緩和や補助単価の引上げなどの充実を図ることとしました。	学校関係者
		⑤	69 「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月文部科学省)において、自閉症のある子供に対する支援としての「構造化」が有効であると明記されたことも踏まえて、環境整備や指導方法の充実も盛り込んでほしい。	都教育委員会は、都立特別支援学校のセンター的機能の活用等により、区市町村立小・中学校における指導内容の充実を支援していきます。また、都教育委員会によるこれまでの自閉症教育の研究の成果を生かしていきます。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第2章 小学校・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実	1 小学校、中学校における特別支援教育の充実	(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	④自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援	70 区市町村における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を支援してほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級については、区市町村教育委員会が、地域の実情に応じて設置しています。 都教育委員会は、自閉症・情緒障害特別支援学級の指導内容等の充実に向けて、困難さの軽減が図られた指導事例の共有などを特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて行っています。	小学生又は中学生の保護者
	2 都立高校等における特別支援教育の充実	(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	②都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	71 保護者の付添いなく学校で医療的ケアを実施できる体制は、特別支援学校だけでなく、小・中学校や高等学校に在籍する医療的ケア児にとっても重要である。特別支援学校以外において医療的ケアの実施体制の整備をどのように進めるのかも明記すべきである。	都立肢体不自由特別支援学校では、通学区域内の小・中学校等の求めに応じて必要な支援を行うセンター的機能を活用した取組を実施しています。 都立高等学校など、都立特別支援学校以外の都立学校においても、医療的ケアをする生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。 また、都教育委員会は、区市町村教育委員会へ小・中学校における医療的ケアに関する情報提供を行うとともに、小・中学校における医療的ケア体制の充実のため、医療的ケアに関する研修へ小・中学校の教員等の参加を受け入れています。 さらに、都教育委員会は、区市町村教育委員会による小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備を促進するため、切れ目ない支援体制の整備拡充のための看護師の配置や外部専門家配置に対しての国の教育支援体制整備事業費補助金について引き続き周知を図り、積極的な活用を促すとともに、必要に応じて活用事例等についての情報提供を行っていきます。	その他（個人・団体）
				72 都立高校でも通級による指導が導入されたが、小・中学校に設置している特別支援教室を設置し、少人数での落ち着いた環境、またはICTを活用したオンライン授業の導入など、学習の機会を保障してほしい。	都立高校等における通級による指導では、対象となる生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導目標を設定して、個別指導又は小集団指導を行います。 また、通級による指導は、指導を受ける生徒の状況等によって、オンラインを活用した実施も可能としています。	中学生の保護者
		(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	①通級による指導の充実	73 都立高校等に進学した障害のある生徒は、中学校までの友達と一緒に学校生活を送ることを第一に望んでおり、特別支援学校との連携強化は、このような生徒の望む方向とは反対の方向にある。したがって、特別支援学校と都立高校の連携には反対である。	都立高校等に、発達障害を含めた障害のある生徒が在籍している状況を踏まえ、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められています。今後は、専門的な知識やノウハウを有する特別支援学校と都立高校等との連携を強化し、特別支援学校が、都立高校等に対して、生徒支援のための校内体制づくりや外部人材との連携について助言等を行う仕組みを構築します。こうした取組により、都立高校等に在籍する障害のある生徒への、障害の状態に応じた適切な指導・支援の充実を図ります。	学校関係者
				74 都立高校等に在籍する障害のある生徒への指導については、校長をはじめとする教員の理解が不可欠である。障害があっても生徒に合った適切な指導を行う教員を増やしてほしい。	都立高校等において、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施していくに当たって、都立高校等の教員が特別支援教育全般や発達障害の特性に関して十分に理解する必要があります。そのため、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や通級による指導の事例を取り上げた講習会を継続して実施し、対象とする教員の専門性の向上を図っていきます。 また、発達障害のある生徒の指導等で活用できる副教材「マイ・ライフ・デザイン」を教員の校内研修に活用するなどして、指導の在り方についての理解を深めるための取組を進めています。	高校生の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 デジタルを活用した教育活動の展開	①自立と社会参加を見据えた情報教育の充実 (1) デジタルを活用した教育の充実 ②デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発	75	「情報モラル」とは別の視点で、「情報セキュリティ」に関する理解や教育が児童・生徒に限らず、教員にも必要である。	「情報セキュリティ」については、児童・生徒のみならず、指導する側である教員においても十分な理解を得られるようにする必要があることから、そのことが明確になるよう計画本文に記載しました。	学校関係者
			76	著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材としては、既に文部科学省が普及促進しており、知的障害特別支援学校においても活用できると考えられる。	学習指導要領が示す各教科等の内容が異なることから、知的障害特別支援学校においては、検定済教科書を使用できない仕組みとなっています。代わりに、知的障害特別支援学校に向けて、文部科学省が小学部用及び中学部用として3教科ずつ著作教科書を発行しています。しかし、この著作教科書に準拠する学習者用デジタル教材が存在しないことから、今後、都教育委員会において新たな作成に取り組んでいきます。	その他（個人・団体）
			77	パソコンを普段の授業で、使用できるようにしてほしい。	デジタル技術の活用を更に拡大し、障害に伴う学びにくさを軽減するだけでなく、子供たち一人一人の学びの向上を図ることができるよう、デジタルを活用した指導内容・方法や支援機器の使い方などの研究・開発を進め、パソコンを普段の授業で使えるようにしていきます。	特別支援学校高等部の生徒
			78	タブレットで自分の好きな分野について学べたら嬉しい。	今後、特別支援学校高等部では一人1台端末環境で学習する仕組みを導入します。この端末を活用し、どのような学習にデジタルを活用できるか研究していきます。	特別支援学校高等部の生徒
			79	わかりやすいからといって、なんでもかんでもデジタルにされるのはこまる。手に取れる紙媒体や、肌で触れる経験の方が、記憶に残ることもある。	デジタルを活用した指導内容・方法の開発を進めていく中で、紙の教科書の良さと、デジタル教科書の良さを両方生かせるように、組み合わせて使う方法を研究していきます。	特別支援学校高等部の生徒
			80	デジタル教科書はもうすでに使っています。操作を助ける機械が上手に使えれば、みんながより良くパソコンなどを使えるので良いと思います。	端末を固定するための器具や音声読み上げソフトなど、児童・生徒の障害の状態等に合わせた端末操作の支援機器の効果的な使用方法の研究を進めています。	中学生
		(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備 ① TOKYOスマートスクール・プロジェクトの推進	81	端末は保護者にとって高額な教材であるとともに、通信のための費用もかかる。ぜひ、保護者支援策の導入や就学奨励費の増額を希望する。	高等部における一人1台端末については、令和4年度の新入生から、各校が複数の仕様の中から子供たちの障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒所有の端末として活用できる仕組みを導入します。その上で、端末等の購入に係る保護者の費用負担については、就学奨励費の拡充を図り適切に支援します。また、就学奨励費では、生活保護世帯等を対象に自宅等で端末を使用する際に発生する通信費用について、支援しています（令和3年度は年額最大で12,000円）。	学校関係者
			82	特別支援学校に通う児童・生徒は個人差が大きく、その差を埋めていくためにデジタルの活用は重要である。一方で、教員の中にはデジタルに不慣れな方も多い印象があり、デジタルに強い人材を活用していくべきである。	各学校のデジタル活用を支援するため、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知するとともに、デジタルソーター（ICT支援員）を全校に常駐配置し、理学療法士、作業療法士等の外部専門家や自立活動担当教員との連携により、障害の状況に応じた適切な利活用が進められるよう、取組状況についての情報共有を図ることなどに取り組んでいきます。	小学生の保護者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第3章 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進	1 デジタルを活用した教育活動の展開	(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	②聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	83 新たなデジタル式集団補聴システムが都立聴覚特別支援学校全校に導入されるということは大変画期的なことである。デジタル化の進展は大変早く、教育現場に取り入れた時にはすでに古いということになってしまわないよう、速やかに導入計画を明示してほしい。	令和4年度中には、デジタル式集団補聴システムを都立聴覚障害特別支援学校全校に導入できるよう、整備を進めています。	学校関係者
	2 変化する社会において自立して生きるための力の育成	(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	①特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	84 特別支援学校における防災備蓄品の充実が望ましい。また、福祉避難所に指定されている場合には、区市町村と福祉避難所の運営について、実際の場面を想定した協議が必要である。	都教育委員会は、「都立学校非常災害用備蓄品取扱要綱」に基づき、災害の発生によって帰宅が困難となった学校の児童・生徒及び教職員が、3日程度学校に滞在できるよう、災害用備蓄品を配備しています。また、避難所については災害対策基本法に基づいて区市町村が指定し、管理運営を行うことされています。避難所として指定された都立学校は、区市町村と避難所に関する協定を締結し、管理運営に協力することとしています。	その他（個人・団体）
			②特別支援学校における宿泊防災訓練の充実	85 特別支援学校は在籍児童・生徒や地域の障害のある方が安心して避難できる場所として確保することが必要である。学校管理職と地域の自治体職員、社会福祉協議会をはじめボランティア等と避難訓練をしておくことが必要である。	都立特別支援学校には、所在する区市と福祉避難所としての協定を結んでいる学校があります。災害時に地域の障害のある方等を受け入れつつ、在校生の安全な避難生活を確保できるよう、訓練を継続していきます。	その他（個人・団体）
		(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	①特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実	86 成年年齢が18歳に引き下げられることから、特別支援学校では小学部の段階から主権者教育や消費者教育などの学習の機会を確保すべきである。また、保護者についても、成年後見人制度を含めた講習会等を行ってほしい。	特別支援学校の小学部段階から、主権者教育や消費者教育に係る学習をする機会を確保できるようにしていきます。また保護者が成年後見制度について知見を得られるよう、各都立特別支援学校に周知を促していくこととし、その旨を計画本文に記載しました。	特別支援学校中学部の生徒の保護者
			③社会の課題に対応した教育活動の展開	87 社会の課題はSDGsに掲げられているものだけではなく、インクルージョンや合理的配慮、社会モデル、そして障害者権利条約についても教育課程に位置づけて児童・生徒が学習できるようにする必要がある。	現代的な諸課題は一様ではありません。各学校では、在籍する児童・生徒の障害の状態等を踏まえ、SDGsなど現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等を横断して育成できるようにしていきます。	学校関係者
	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	①特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業	88 ぼくもいつかパラリンピックに出てみたい。パラリンピックに出た選手に会ってみたい。	全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成ができるよう、パラリンピアン等のアスリートの派遣や講師の招へいなどの支援により、特別支援学校におけるスポーツ教育を充実させていきます。	特別支援学校中学部の生徒
			⑤特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進	89 健常者である自分が障害者について知ることができることができるよう、ボッチャやシッティングバレーボールなどで障害のある子と交流できる機会を設けてほしいです。	障害者スポーツは、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いに理解を深め、交流を深める上で有効なツールであると考えています。今後も障害者スポーツを通じた交流を一層進めています。	小学生
		(2) 芸術教育の充実	①芸術系大学等と連携した芸術教育の推進	90 タブレットで学校の中の動画をとったり、みんなで見せあうのが楽しかった。もっといろいろな動画をとってみたい。	一人1台端末等を活用し、児童・生徒の可能性を広げる芸術教育の拡充や映像等のデジタル表現に係る指導方法の研究・開発を行っていきます。	中学生

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第3章	3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進	(2) 芸術教育の充実	①芸術系大学等と連携した芸術教育の推進	91 高等部へ進んだら、絵の勉強をしたい。	特別支援学校の高等部には、美術の授業があり、部活動に美術部を設置している学校もあります。また、障害者アートに関する理解促進を目的としたアートプロジェクト展を今後も開催することにより、児童・生徒の芸術活動を推進していきます。	特別支援学校中学部の生徒
			②芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興	92 「地域に開かれた学校」あるいは「社会に開かれた教育」として学校と地域社会が連携・協働していくことは、児童・生徒の育成だけでなく共生社会の実現に向けても重要である。 書道・華道・ダンス・空手等、さまざまな技量を持つ地域の指導者を講師に招き、子供たちと一緒に色々な技量を身につけていくことも良い取組になる。	音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等、優れた指導者を招へいし、部活動のより一層の充実を進めています。また、特別支援学校と他の校種の学校との部活動での交流について、一部の学校で実施しており、児童・生徒の障害の状態等に応じて、交流機会の拡充を促していきます。	学校関係者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(1) 大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置	③特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上	93 特支免許状の保有率だけに着眼するのではなく、免許状取得の必要性を教員が意識できるような働きかけを行うことが必要である。また、日々の職務に加え、特支免許状取得のために講習等を受けることは、教員にとって大きな負担となることから、教員が積極的に免許状取得に臨んでいけるよう支援が必要である。	現在、都内公立学校の特別支援学級担当教員が特別支援学校教諭免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保するため、夏季休業期間中等の免許法認定講習開講のほか、免許法認定通信教育を受講し、免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を行っています。今後も、特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得が進むよう、支援していきます。	学校関係者
			⑤異校種期限付異動による専門性の向上	94 異校種期限付異動は小・中学校の特別支援学級で指導を受ける子どもたちの観点からも望ましく、教員にとっても良い刺激になる。短期人事交流を含め、積極的な推進が望まれる。	異校種期限付異動の施策の推進により、特別支援教育の専門性の高い教員の確保・育成を図っていきます。	その他（個人・団体）
		(2) 専門性の向上に向けた研修等の充実	⑥短期人事交流による専門性の向上	95 より個に寄り添った指導が必要になる特別支援学校的教員が地域の小・中学校で集団への指導を学び直す必要があるのか。教員にとっては教員人生の中の1年だが、児童・生徒にとっては、取り戻すことのできない貴重な1年である。	特別支援学校から小・中学校に異校種期限付異動で異動する教員には、地域の小・中学校の実情を踏まえた適切な支援をして、特別支援学校的センター的機能を発揮する際の活躍を期待しています。 短期人事交流については、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで定数内で相互に派遣する仕組みであり、モデルとして実施して、モデルの効果について検証していきます。	特別支援学校高等部の生徒の保護者
			②特別支援教育に関する研修の充実	96 特別支援教育に関する全教員向けの研修を充実してほしい。	都教育委員会では、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向上を図っています。 今後、若手教員育成研修では、「校外における研修」で特別支援教育の最新の動向等を踏まえた研修内容の充実を図っていきます。 また、中堅教諭等資質向上研修では、障害種別の実態に応じた研修の実施や、研修動画等の内容の工夫により指導力の向上を図るほか、特別支援学校と他校種の混合グループを編成し、研修を実施することで、今後も障害への理解と対応力の向上を図っていきます。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	1 専門性の高い教員の確保・育成	(2) 専門性の向上に向けた研修等の充実	②特別支援教育に関する研修の充実	97 様々な対応を必要とする生徒が実際にたくさんいる現在の状況から、今 の学校、社会、これからの学校、社会を考えていくときに、特別支援教 育の充実が本当に大切である。 同じ教室に行く生徒でも一通りでなく、専門性のある教員の育成をお願 いしたい。	都教育委員会では、教職員研修センターにおいて、特別支援教育の理解を深める研 修を実施し、障害の状況に応じた支援・指導が行えるよう教員の専門性や指導力の向 上を図っています。 東京教師道場では、特別支援教育の専門性に基づいた授業力を高めるために、同一 の障害種別を専門とする教員が2年間にわたって授業研究を行っています。 また、特別支援教育を専門としない教員に対しても、特別支援教育への理解を深めるための情報提供を行っています。今後も、特別支援教育の充実が図られるよう、取り組 んでいきます。	学校関係者
	(1) 特別支援 教育の充実に 向けた学校経 営力の向上	①働き方改革 の推進による学 校教育の質の 維持向上	98	生徒一人一人の個性と成長を第一とするならば、教員の業務の棚卸し を行い、業務改革・負担軽減をするなど、目に見える改善をお願いいた い。	平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員業務 の見直しと業務改善を推進しています。 教員の担う業務については教員の専門性が求められるものを精選し、教員以外の者が 担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組んでいま す。	幼稚園児又は 保育園児の保 護者
			99	特別な支援を必要とする子供たちが今後増えていく中で、教員の負担 は重くなる。できる限り、外部人材等に任せられるところは任せ、教員は 指導することに力を注げるような環境づくりが重要である。	また、学校における業務のうち、特に調査や依頼等への対応についての負担感が強いこ とが指摘されていることから、その精選や縮減を図っています。今後も、学校や教員の負 担軽減に向けた取組を推進していきます。	その他（個人・ 団体）
	2 学校や区市 町村に対する総 合的な支援体 制の充実	①特別支援学 校のセンター的 機能を生かした 地域等への支 援	100	特別支援学校のセンター的機能として、地域の福祉関係機関とも連携 していくことが望まれる。	特別支援学校は、今後も「エリアネットワーク」の充実を図り、地域の児童発達支援セン ターや地域が保健サービスを提供する機関など、各分野の関係機関と情報共有等を行っていきます。	その他（個人・ 団体）
			101	特別支援学校がセンター的機能を発揮して、小・中学校への支援に注 力されることは非常に重要である。小・中学校の教員に対し、児童・生 徒の障害の特性等に応じた対応の方法に加え、保護者支援のスキル を伝えることも重要である。また、このことは小・中学校に限らず幼稚園 等に対しても同様である。	都立特別支援学校は地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮という重要 な役割を担っています。都立特別支援学校は、蓄積した専門的な知識や技能を用い て、今後も、区市町村教育委員会等の要請に基づく巡回相談や研修会への講師派遣等、様々な形でセンター的機能の発揮に努め、地域の幼稚園や保育園、小・中学校等における特別支援教育が充実するよう、支援していきます。	学校関係者
		③東京学校支 援機構（TE PRO）による 学校への多角 的な支援	102	現在、特別支援学級、特別支援教室、サポート教室などに通っている 子供以外にも、サポートが必要な子供は一定数いると思うので、通常 級も含めボランティアの数を増やしてほしい。	都教育委員会では東京学校支援機構（TEPRO）を設置し、各教育委員会や学校 が必要とするボランティアを紹介できるよう、TEPRO Supporter Bank（ティープロ サポーター バンク）事業を通じて、学校活動に意欲のあるサポーターに学校を紹介する とともに、外部人材を必要とする都内公立学校にサポーターを紹介しています。 なお、通常の学級で発達障害のある児童・生徒をサポートする人材を区市町村が配置 する場合に、その費用を補助することなどを通じて、通常の学級における支援にも取り組 んでいます。	小学生の保護 者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(2) 特別支援教育に関する多様な支援機能の充実	④合理的配慮の適切な提供に向けた支援	103 合理的配慮の適切な提供に向けた支援としては、「障害者差別解消法ハンドブック」を配布して周知を図っているとのことであるが、記載された合理的配慮の具体的な対応例は、学校説明会や入学に関する事例が多い。授業などの日常の学校生活に関する事例も収集し、発信していくべきである。	都教育委員会では「障害者差別解消法ハンドブック（都立学校版）」を発行し、日々の学校生活の中で配慮すべき事項や具体例を示し、各都立学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。今後も、同ハンドブックについて都内学校及び区市町村立学校へ周知を図るとともに、合理的配慮の提供事例を収集・蓄積し、内容の充実に努めています。	その他（個人・団体）
			⑤発達障害教育に関する教員等への支援	104 小・中学校において、現在、医療的ケアが必要な児童が増えている。合理的配慮の提供のための整備は、各自治体任せではなく都主導で、医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワーク構築を行ってほしい。	小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備については、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金の活用促進により、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携を進めています。	中学生の保護者
			⑥就学相談の機能充実	105 医療的ケアに関しては看護師の適切な配置は基より、全ての教員において基礎的知識や基礎的な理解が必要である。区市町村の小・中学校で医療的ケア児を受け入れるに当たっては、都が教員に対して、医療的ケアに関する講座や演習を行う旨を明記してほしい。	都教育委員会は、区市町村立学校における医療的ケア実施体制の充実のため、毎年夏季休業日等に医療的ケア講習会や社会福祉士及び介護福祉士法に基づく第三号研修を開催し、区市町村立学校の教員等の参加を受け入れていますので、そのことを計画本文に記載しました。	その他（個人・団体）
		(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	①就学相談の機能充実	106 「不登校の児童・生徒の中にも発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒が含まれる」との記述があるが、具体的な人数は把握しているのか。また、児童・生徒への対応については、医療機関とも連携しながら行ってほしい。	都教育委員会が参考としている、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、発達障害の有無については調査をしていないため、人数については把握しておりません。 不登校の要因や背景は、多様かつ複合的であることから、発達障害を含め、教員が不登校の要因や背景を正しく理解し、児童・生徒の社会的自立に向けた支援ができるようになりますことを目的として、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、平成31年3月に、都内全ての公立小・中学校に配布しました。このガイドブックには、発達障害（疑いを含む）の要因が考えられる場合に、本人の状況に応じて、保護者に医療機関への受診を勧めるといった具体例を記載するなど、連携の必要性について示しています。 このガイドブックを各学校において効果的に活用し、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援が適切に行われるようになっています。	その他（個人・団体）
			②就学相談の機能充実	107 区市町村で行われる就学相談について、特別支援学級や特別支援学校だけの良さを説明するのではなく、通常学級での工夫や配慮により障害のある子と障害のない子が共に学び合っていることを説明してほしい。また、保護者の意見を尊重し、通常学級への選択があること保護者向けの資料に記載してほしい。	区市町村教育委員会は、法令に基づき、児童・生徒等の就学先を決定するに当たってそれぞれの学びの場における指導・支援の内容等を十分に情報提供し、本人・保護者との合意形成を図りながら、最もふさわしい就学先を決定しています。 都教育委員会では、児童・生徒等の就学先決定に当たって、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた教育が十分に受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案し、判断を行うよう区市町村に通知しています。また、区市町村の就学相談担当者向けに、毎年、説明会や講習会を行っています。都教育委員会は、今後も区市町村教育委員会を支援してきます。	その他（個人・団体）

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分			番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実	(3) 特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実	108	区市町村において保護者の希望を尊重した就学先の決定がされるよう、専門家チームの設置により保護者との円滑な合意形成が図られるようにしてほしい。	就学相談を実施する区市町村教育委員会が、保護者と相談を進める上で、専門的な知見に基づく助言を受ける体制として、都教育委員会では専門家チームを設置しています。今後も、保護者の心情に寄り添った就学相談が実施できるよう、専門家チームを充実させていきます。	その他（個人・団体）
			109	転学については、在学中の保護者向けのリーフレットを作成するなどして気軽に相談できる環境を整備してほしい。	就学相談の機能充実として、これまで就学前の保護者向けにリーフレットを作成してきました。また、同リーフレットの中にも学びの場の柔軟な見直し（転学）について記載し、説明してきました。今後、「保護者向けガイド」では、就学後も気軽に相談ができる体制を紹介するとともに、具体的な学びの場の見直し（転学）を行う際のポイントを記載していきます。	その他（個人・団体）
			110	「青少年リストアプレイス事業」や「思春期サポートプレイス事業」については、都や各自治体のホームページに載せるなど、もっと周知してほしい。	東京都教育相談センターは、青少年リストアプレイス事業、思春期サポートプレイス事業で発行している「青少年リストアプレイス通信」「思春期サポートプレイス通信」を、区市町村教育委員会及び民生委員担当部署、民間支援団体等に送付しています。思春期サポートプレイス講演会のお知らせは、教育相談センターホームページをはじめ、「広報東京都」や「とうきょうの教育」に掲載しています。今後も、事業への理解が進むよう広報を行っていきます。	中学生の保護者
	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	①就労支援（企業開拓）チームによる企業開拓	111	「就労支援（企業開拓）チーム」と「就労移行支援（職場定着）チーム」については、それぞれの業務の連携を想定し、情報共有体制を整えておく必要がある。	職場定着チームでは、これまで成果を上げてきた企業開拓チームと緊密に連携を図り、実習先開拓と卒業後の就労支援が一体となって、生徒の自立と社会参加に向けた支援を行っていきます。	学校関係者
			112	作業学習の充実と指導の質の向上との両面において職業教育を充実させるためには、企業人の協力を得ることは重要であり効果的だと考える。	これまで特別支援学校では、外部専門家や特別専門講師として、多くの企業関係者から作業学習等の指導・助言を受けられることなどに取り組んできました。今後も、企業関係者から協力を得ることで、職業教育の改善に取り組んでいきます。	学校関係者
		②企業向けセミナー等の開催	113	企業向けセミナーをオンラインで開催することも検討してほしい。特別支援学校を会場とする場合と異なり、参加人数に制限なく、教員の負担も軽減できる。また、東京労働局等と連携・協力して障害者雇用率未達成の企業に多く参加してほしい。	これまで、東京労働局等と連携・協力して、特別支援学校生徒の学習場面を見ていたり、雇用を進めようとする企業等に対して具体的なイメージがもてるよう特別支援学校を会場とした企業向けセミナーを開催してきました。また、会場となった特別支援学校においても職業教育の改善が進んできました。令和3年度からは、オンラインによる配信・個別説明会を企画しています。今後、新型コロナウィルス感染症の感染状況を踏まえながら、対象となる企業のニーズに応じて、オンラインと対面を併用した企業向けセミナーを開催していきます。	学校関係者

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画素案に対する主な意見と考え方について

【第2部 第二次実施計画の具体的展開に対する主な意見】

区分		番号	主な意見（要旨）	東京都教育委員会の考え方	意見者	
第4章 特別支援教育を推進する体制の整備・充実	3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進	(1) 一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化	④ 特別支援学校卒業生の職場定着支援	<p>114 現在も特別支援学校では、高等部の教員を中心に卒業生の職場定着支援を行っているが、業務が多忙できめ細かな支援が難しい。「就労移行支援（職場定着）チーム」に進路指導担当教員が加わることで更に業務が増えることも考えられることから、必要な予算・人員を増やし、きめ細かな支援の実施を求める。</p> <p>115 教員による特別支援学校卒業生の職場定着支援は、3年間が目途とされているが、実際は3年を超えて支援が必要な場合もある。教員の負担軽減や責任の所在を明確にする観点から、4年目以降は就労支援機関に引き継ぐ等、メリハリのある定着支援を検討していくことが望ましい。</p> <p>116 卒業後の支援を充実してほしい。</p> <p>117 特別支援学校が、児童・生徒の地域貢献活動等を通して、地域の方々に知ってもらい、理解を広げていくことが、共生社会構築の大きな推進力になる。</p>	<p>これまで成果を上げてきた生徒の実習先・就職先を開拓する企業開拓チームを参考に、実習先開拓と卒業後の就労支援について支援ができる体制を構築していきます。また、これまで進路指導担当教員が主として行ってきた業務を東京都就労支援員と就労支援アドバイザーとともにチームとなって、組織として支援していく就労移行支援（職場定着）チームを新たに編成します。</p> <p>これまで、特別支援学校卒業時に作成する「個別移行支援計画」に基づき、各校が卒業後おおむね3年をかけて、地域の就労支援機関に引き継ぎでいました。今後、企業就労を希望する生徒が増加することが見込まれることから、地域の就労支援機関との調整役となる東京都就労支援員を配置し、教員とともに就労定着支援体制の構築を図っていきます。</p> <p>卒業生が働き続けることができるよう、進路先の会社だけではなく、グループホームなど生活の場での状況を把握し、地域の支援する機関に確実に引き継いでいきます。</p> <p>学校行事等における協力連携や障害者スポーツを介した地域交流、防災訓練等の機会を生かし、都立特別支援学校と地域の人々との交流を一層深め、都立特別支援学校の児童・生徒等や教職員と地域の人々が相互に支援し合っていくための関係づくりを推進していきます。</p>	<p>学校関係者</p> <p>学校関係者</p> <p>特別支援学校高等部の生徒</p> <p>学校関係者</p>
			①特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進	特別支援学校の在校生、卒業生の余暇の使い方はライフ・キャリアの視点で重要である。「趣味」であっても成長や自己実現に向け、自己を支える大きな糧になることから、引き続き、特別支援学校において公開講座を実施していくことを望む。	都立学校において実施する公開講座は、実施する学校ごとに、前年度の講座の分析を基に、学校の特色、都民の学習ニーズ、地域の特性の三つの観点を踏まえて校内の運営委員会で協議し、講座の内容を企画しています。その際、講座の内容により、教員以外の外部講師で対応する効果的な場合は、外部の適任者に依頼することができるようになります。各学校が創意工夫を図りながら講座を実施できる仕組みとしています。今後も、このような取組を通じ、都立学校で実施する公開講座が、より魅力のある内容となるよう取り組んでいきます。	学校関係者